

各支部の契約保養所利用補助金申請書提出先の変更について（お知らせ）

平素は当組合の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当組合では被保険者及び被扶養者の皆さま方の健康の保持増進を図るため、契約保養所利用補助金制度を設けております。

現在、上記補助金書類の提出先・お問い合わせ先につきましては、適用されている各支部にて対応させていただいておりますが、令和2年4月1日以降の宿泊分からは、提出先・お問い合わせ先を大阪本部にて対応させていただくことにいたしましたので、被保険者の皆さま方への周知につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 令和2年4月1日以降宿泊分の提出先・お問い合わせ先

- ・大阪薬業健康保険組合 大阪本部 施設課
住所 〒540-0037 大阪府中央区平野町3丁目2番5号
TEL 06-6941-5002
FAX 06-6942-9582

2. 契約保養所利用補助金制度について

- ・補助対象者 被保険者ならびに被扶養者として認定を受けている配偶者
- ・補助額 1泊2,000円 年間2泊まで（4/1～翌3/31）
- ・補助対象施設 ① JTB・日本旅行協定旅館およびホテル
② 組合独自の契約施設（以下9施設）

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| ◦ラフォーレ直営施設 | ◦ダイワロイヤルホテル | ◦プリンスホテル |
| ◦(一社)国民宿舎協会 | ◦ハウス海の子 | ◦シティプラザ大阪 |
| ◦ニューサンピア敦賀 | ◦民宿 長谷 | ◦かんぽの宿 |

以上